

県立学校卒業生等に対しての証明書発行に関する取扱要領

(要旨)

第1 この取扱要領は、県立学校における卒業生等に対しての証明書発行の適正かつ効率的な処理及び個人情報の適正な取扱についての基本的な事項を定めるものである。

(証明の対象者)

第2 証明の対象者は、県立学校を卒業、転学及び退学した者（以下「卒業生等」という。）とする。

(申請)

第3 証明書の発行を申請できる者（以下「申請者」という。）は、次のとおりとする。

（1）卒業生等

（2）卒業生等が選任した代理人

2 申請者は、申請者名を自署した証明書交付願（様式1）（以下「交付願」という）を校長に提出しなければならない。なお、電子申請による場合は、「ぐんま電子申請等受付サービス」において定める様式、方法により行うものとする。

3 交付願は、交付願に定める必要事項について、申請者が自署した書面をもってこれに代えることができる。

4 電話、ファクシミリ及び電子メールでの申請は受理しない。

5 郵送による申請の場合は、申請者の本人確認ができる書類（運転免許証、健康保険証、パスポート等の写し）を添付するものとする。本人確認書類は、証明書交付時に申請者本人に返却する。

(確認)

第4 校長は、次の各号のいずれかにより、申請者の本人確認を行うものとする。

（1）身分を証明するもの（運転免許証、健康保険証、パスポート等）

（2）在学中に面識のある学校職員による対面

（3）学籍に関する記録に記載している情報（生徒等の生年月日、保護者の氏名、担任名、所属部活動、学科、出身中学校等）

(委任状)

第5 校長は、卒業生等が代理人を選任した場合は、委任状（様式2）を徴するものとする。ただし、代理人が前条の規定により親族（配偶者、父母、子、兄弟姉妹、祖父母）であると確認できた場合は、委任状を省略することができる。

2 委任状は、委任状に定める必要事項について、本人が自署した書面をもってこれに代えることができる。

3 校長は、必要に応じ、電話等により証明を受ける者の意思確認を行うものとする。

(学校再編等に係る証明)

第6 学校再編等により、現に存在しない県立学校に在籍していた卒業生等に係る証明は、表簿の保管者である学校再編等の県立学校の校長が証明するものとする。

(廃棄済みに係る証明書)

第7 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第28条に規定する保存年限

を経過し、廃棄した表簿に係る証明について申請があった場合には、交付できない旨の理由を添えて交付願を申請者に返却するものとする。

附 則

この要領は、平成17年10月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。